

防 官 文 第 3 4 1 3 号
3 1 . 3 . 1
一部改正 防 地 環 第 1 1 5 5 4 号
令 和 3 年 7 月 1 日

大 臣 官 房 長
各 局 長
施設等機関の長
各 幕 僚 長
情 報 本 部 長 殿
防 衛 監 察 監
各 地 方 防 衛 局 長
防 衛 装 備 庁 長 官

地方協力局長
(公印省略)

防衛省における環境保全状況調査等の実施要領について（通達）

標記について、別添のとおり定めたので通達する。

なお、施設別環境保全状況の調査結果について（経施第1242号。6. 3. 10）及び「環境保全関係事項の報告について（通達）」の運用について（官環第1488号。51. 4. 1）は廃止する。

記

1 環境保全状況調査

- (1) 通達第3項に規定する調査は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）その他の環境保全関係法令等に基づく届出等状況、測定結果等を駐屯地、基地等（陸上自衛隊にあっては駐屯地又は分屯地、海上自衛隊にあっては地区、航空自衛隊にあっては基地又は分屯基地、その他にあっては施設等機関等の所在地をいう。以下同じ。）ごとに別紙様式第2により実施するものとする。
- (2) 機関等の長は、別紙様式第1により、前号により実施した調査の結果を取りまとめ、別紙様式第2と併せて報告するものとする。

2 環境保全に係る苦情、陳情等の報告

通達第4項に規定する苦情、陳情等の報告は、周辺住民、地方公共団体等から文書の有無にかかわらず、口頭、電話、FAX、電子メール等により、申し入れがあった場合は、別紙様式第3又は別紙様式第4により報告するものとする。

3 委任規定

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に際し必要な細部の事項については、地方協力局環境政策課長が定める。

添付書類：別紙様式第1～別紙様式第4

防衛省環境保全状況調査(総括表)

○機関名：

○調査対象時期：西暦 年 3 月 3 1 日現在

○調査項目

調査項目	調査内容	該当する 駐屯地・基地等数
1 大気汚染	(1) ばい煙発生施設等の状況	
	(2) ばい煙発生施設に係る総量規制等の状況	
	(3) 揮発性有機化合物排出施設の状況	
	(4) 自動車排出窒素酸化物等の排出抑制の状況	
2 水質汚濁	(1) 特定施設、指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設等の状況	
	(2) 総量規制基準の状況	
	(3) 湖沼特定事業場の状況	
	(4) 下水道使用の状況	
	(5) 浄化槽の状況	
	(6) 射撃場における鉛汚染対策及び排水の状況	
3 海洋汚染	(1) 排出油防除のための資材の保有状況	
	(2) ビルジ等の処理状況	
4 土壌汚染	(1) 区域指定の状況	
5 騒音	(1) 特定工場等の状況	
	(2) 航空機用騒音計及び記録計の保有等状況	
	(3) 航空機騒音の対策状況	
6 振動	(1) 特定施設等の状況	
7 地盤沈下	(1) 揚水設備の状況	
8 悪臭	(1) 悪臭の発生源となる施設の状況	
9 化学物質	(1) 特定化学物質の排出等の状況	
	(2) 水銀の貯蔵等の状況	
10 廃棄物・循環資源	(1) 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く）の処理状況	
	(2) 特別管理一般廃棄物の処理状況	
	(3) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の処理状況	
	(4) 特別管理産業廃棄物の処理状況	
	(5) 航行廃棄物の処理状況	
	(6) 循環資源の処理状況	
	(7) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設等	
11 自然環境	(1) 原生自然環境保全地域等（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）への立入りの状況	
	(2) 自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）への立入りの状況	
	(3) 鳥獣保護区（特別保護区に限る。）への立入りの状況	
	(4) 生息地等保護区への立入りの状況	
	(5) 自然保護に関する指定等の状況	
	(6) 自然保護に関する配慮の状況	
	(7) 特定外来生物の状況	
12 電波障害、日照障害等の対策状況		
13 基準値超過等の対策状況		
14 環境保全における教育等の取組状況		

備考：該当する駐屯地・基地等数の内訳は付紙による。

防衛省環境保全状況調査(総括表内訳)

駐屯地・基地等名													計
調査項目													
1 大気汚染	(1)												
	(2)												
	(3)												
	(4)												
2 水質汚濁	(1)												
	(2)												
	(3)												
	(4)												
	(5)												
	(6)												
3 海洋汚染	(1)												
	(2)												
4 土壌汚染	(1)												
5 騒音	(1)												
	(2)												
	(3)												
6 振動	(1)												
7 地盤沈下	(1)												
8 悪臭	(1)												
9 化学物質	(1)												
	(2)												
10 廃棄物・循環資源	(1)												
	(2)												
	(3)												
	(4)												
	(5)												
	(6)												
	(7)												
11 自然環境	(1)												
	(2)												
	(3)												
	(4)												
	(5)												
	(6)												
	(7)												
12 電波障害、日照障害等の対策状況													
13 基準値超過等の対策状況													
14 環境保全における環境教育等の取組状況													

備考：駐屯地・基地等で該当する調査項目に○印を記入する。

防衛省環境保全状況調査(駐屯地・基地等用)

○駐屯地・基地等名：

○調査対象時期：西暦 年3月31日現在

○調査項目

調査項目	調査内容	該当の有無
1 大気汚染	(1) ばい煙発生施設等の状況	
	(2) ばい煙発生施設に係る総量規制等の状況	
	(3) 揮発性有機化合物排出施設の状況	
	(4) 自動車排出窒素酸化物等の排出抑制の状況	
2 水質汚濁	(1) 特定施設、指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設等の状況	
	(2) 総量規制基準の状況	
	(3) 湖沼特定事業場の状況	
	(4) 下水道使用の状況	
	(5) 浄化槽の状況	
	(6) 射撃場における鉛汚染対策及び排水の状況	
3 海洋汚染	(1) 排出油防除のための資材の保有状況	
4 土壌汚染	(2) ビルジ等の処理状況	
5 騒音	(1) 区域指定の状況	
	(1) 特定工場等の状況	
	(2) 航空機用騒音計及び記録計の保有等状況	
6 振動	(3) 航空機騒音の対策状況	
7 地盤沈下	(1) 特定施設等の状況	
8 悪臭	(1) 揚水設備の状況	
9 化学物質	(1) 悪臭の発生源となる施設の状況	
	(1) 特定化学物質の排出等の状況	
10 廃棄物・循環資源	(2) 水銀の貯蔵等の状況	
	(1) 一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く）の処理状況	
	(2) 特別管理一般廃棄物の処理状況	
	(3) 産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く）の処理状況	
	(4) 特別管理産業廃棄物の処理状況	
	(5) 航行廃棄物の処理状況	
	(6) 循環資源の処理状況	
11 自然環境	(7) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設等	
	(1) 原生自然環境保全地域等（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）への立入りの状況	
	(2) 自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）への立入りの状況	
	(3) 鳥獣保護区（特別保護区に限る。）への立入りの状況	
	(4) 生息地等保護区への立入りの状況	
	(5) 自然保護に関する指定等の状況	
	(6) 自然保護に関する配慮の状況	
12 電波障害、日照障害等の対策状況	(7) 特定外来生物の状況	
13 基準値超過等の対策状況		
14 環境保全における教育等の取組状況		

備考：調査内容に該当するときは、「該当の有無」の欄に○印を記入し、その該当部分のみを添付して報告する。

1 大気汚染

(1) ばい煙発生施設等の状況（大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法）

駐屯地・ 基地等名	設置の届出状況			測定 回数	規制項目	ばい煙発生施設等			横出し基準	測定結果（平均値）				年間 燃料使用量 (kℓ、t、千m ³ 、千 kwh)		
	施設の名称	設置年月	燃種			一　　般 排出基準	特　　別 排出基準	上乗せ 排出基準		測定値	排出ガス量 (m ³ N/時)		酸素 濃度 (%)			水分 (%)
											湿り	乾き		数量	単位	
					SO x　（m ³ N/h）											
					ばいじん　（g/m ³ N）											
					NO x　（ppm）											
					ダイオキシン （ng-TEQ/m ³ N）											
					塩化水素											
					※											
					SO x　（m ³ N/h）											
					ばいじん　（g/m ³ N）											
					NO x　（ppm）											
					ダイオキシン （ng-TEQ/m ³ N）											
					塩化水素											
					※											
					SO x　（m ³ N/h）											
					ばいじん　（g/m ³ N）											
					NO x　（ppm）											
					ダイオキシン （ng-TEQ/m ³ N）											
					塩化水素											
					※											

- 備考：1 施設の名称欄には、大気汚染防止法に基づく、ばい煙発生施設設置届出書及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく、特定施設設置届出書に記載されている施設の名称を記入する。また、法以外において、地方公共団体の条例等により、ばい煙発生施設として規制されている場合は、その施設の名称を記入
- 2 上乗せ排出基準欄には、法に基づき、都道府県の条例により、規制されている排出基準を記入する。
- 3 横出し基準欄には、法以外において、地方公共団体の条例等により、ばい煙発生施設として規制されている施設の排出基準を記入する。
- 4 焼却炉を設置している駐屯地・基地等は、塩化水素も記入する。
- 5 地方公共団体の条例等により、規制項目に追加がある場合は※印欄に対象物質名に記入のうえ、横出し排出基準にも記入する。
- 6 当該年度内の測定結果において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

(2) ばい煙発生施設に係る総量規制等の状況（大気汚染防止法）

駐屯地・ 基地等名	区 分	ア 総量規制		イ 特別総量規制		ウ 季節による燃料使用規制		エ 指定区域における燃料使用規制
		基準（m ³ N/h）	排出量（m ³ N/h）	基準（m ³ N/h）	排出量（m ³ N/h）	季節の範囲	燃料使用基準	燃料使用基準
	硫黄酸化物					月 日 ～	告示又は条例名 （ 告示又は条例の燃料使用基準 （硫黄含有率 %）	告示又は条例名 （ 告示又は条例の燃料使用基準 （硫黄含有率 %）
	窒素酸化物					月 日 ～	告示又は条例名 （ 告示又は条例の燃料使用基準 （硫黄含有率 %）	告示又は条例名 （ 告示又は条例の燃料使用基準 （硫黄含有率 %）
	硫黄酸化物					月 日 ～	告示又は条例名 （ 告示又は条例の燃料使用基準 （硫黄含有率 %）	告示又は条例名 （ 告示又は条例の燃料使用基準 （硫黄含有率 %）
	窒素酸化物					月 日 ～	告示又は条例名 （ 告示又は条例の燃料使用基準 （硫黄含有率 %）	告示又は条例名 （ 告示又は条例の燃料使用基準 （硫黄含有率 %）

備考： 当該年度内の測定結果において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

(3) 揮発性有機化合物排出施設の状況（大気汚染防止法）

駐屯地・ 基地等名	設置の届出状況		測定 回数	規制項目	揮発性 有機化合物 排出施設 排出基準 (ppmC)	横出し基準	測定値 (平均)
	施設の名称	設置年月					

- 備考：1 施設の名称欄には、大気汚染防止法（以下「法」という。）に基づく、揮発性有機化合物排出施設設置届出書に記載されている施設の名称を記入。また、法の対象以外で、地方公共団体の条例等により、揮発性有機化合物排出施設として規制されている場合は、その施設の名称を記入する。
- 2 横出し基準欄には、法以外において、地方公共団体の条例等により、揮発性有機化合物排出施設として規制されている施設の排出基準を記入する。
- 3 当該年度内の測定結果において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

(4) 自動車排出窒素酸化物等の排出抑制の状況

(自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)

駐屯地・ 基地等名	使用者の住所	自動車の種別	燃料の種別	台 数
合計				

- 備考：1 報告対象は、既に条例により報告している埼玉県、千葉県、東京都を除く、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府、兵庫県に所在する駐屯地・基地等とする。
- 2 報告対象の自動車は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する普通自動車及び小型自動車（二輪自動車は除く。）で、いわゆる民間ナンバープレートをつけている自動車とする。
- 3 自動車車検証に記載されている自動車の種別、燃料の種別毎に集計し、記入する。

2 水質汚濁

(1) 特定施設、指定地域特定施設及びみなし指定地域特定施設等の状況 (水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法)

駐屯地・ 基地等名	設置の届出状況						測定 回数	規制項目		特 定 施 設		横出し 基準	測定値 (最新)	規制項目		特 定 施 設		横出し 基準	測定値 (最新)
	施設の名称	設置 年度	容量 (人槽)	平均 排出 水量 (m ³ /日)	放流先	排水の 処理方法				一 律 排水基準	上乗せ 排水基準					一 律 排水基準	上乗せ 排水基準		
									有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03mgCd/L			ふっ素及びその化合物	海域以外	8mgF/L			
										シアン化合物	1mgCN/L				海域	15mgF/L			
										有機燐化合物	1mg/L				アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L			
										鉛及びその化合物	0.1mgPb/L				1,4-ジオキシン	0.5mg/L			
									生活環境	六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L			PH	海域以外	5.8～8.6			
										砒素及びその化合物	0.1mgAs/L				海域	5.0～9.0			
										水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mgHg/L			BOD		160mg/L (日間平均120mg/L)			
										アルキル水銀化合物	不検出			COD		160mg/L (日間平均120mg/L)			
										P C B	0.003mg/L			S S		200mg/L (日間平均150mg/L)			
										トリクロロエチレン	0.1mg/L			ノルマルヘキサン抽出物質含有量	鉱油類	5mg/L			
										テトラクロロエチレン	0.1mg/L				動植物油脂類	30mg/L			
										ジクロロメタン	0.2mg/L			フェノール類		5mg/L			
										四塩化炭素	0.02mg/L			銅		3mg/L			
										1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L			亜鉛		2mg/L			
										1,1-ジクロロエチレン	1mg/L			溶解性鉄		10mg/L			
										シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L			溶解性マンガン		10mg/L			
										1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L			クロム		2mg/L			
										1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L			大腸菌群数		日間平均3000個/cm ³			
										1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L			窒素	120mg/L (日間平均60mg/L)				
										チラウム	0.06mg/L				16mg/L (日間平均8mg/L)				
										シマジン	0.03mg/L			※					
										チオベンカルブ	0.2mg/L								
										ベンゼン	0.1mg/L								
										セレン及びその他の化合物	0.1mgSe/L								
										ほう素及びその化合物	10mgB/L								
										海域以外	230mgB/L								
										海域									

- 備考：1 施設の名称欄には、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法及び湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）に基づく、特定施設設置届出書に記載されている施設の名称を記入。また、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている場合は、その施設の名称を記入する。
- 2 し尿処理施設の場合は、容量（人槽）欄に何人槽であるかを記入する。
- 3 上乗せ排出基準欄には、法に基づき、都道府県の条例により、規制されている排水基準を記入する。
- 4 横出し基準欄には、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている施設の排出基準を記入する。
- 5 地方公共団体の条例等により、規制項目に追加がある場合は※印欄に対象物質名を記入のうえ、横出し排出基準にも記入する。
- 6 当該年度内の測定結果において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

(2) 総量規制基準の状況（水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法）

駐屯地・ 基地等名	指定 湖沼名	都道 府県名	設置の届出状況			測定 回数	都道府県知事が定める値 (mg/リットル)			汚濁負荷量の許容限度 (kg/日)			汚濁負荷量の最大測定値 (kg/日)		
			施設の名称	容量 (人槽)	平均 排出水量 (m ³ /日)		COD	窒素	りん	COD	窒素	りん	COD	窒素	りん

- 備考：1 指定湖沼名欄には「東京湾」、「伊勢湾」、「瀬戸内海」のいずれかを記入する。
 2 施設の名称欄には、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法（以下「法」という。）に基づく、特定施設設置届出書に記載されている施設の名称を記入する。また、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている場合は、その施設の名称を記入する。
 3 し尿処理施設の場合は、容量（人槽）欄に何人槽であるかを記入する。

(3) 湖沼特定事業場の状況（湖沼水質保全特別措置法）

駐屯地・ 基地等名	指定 湖沼名	都道 府県名	設置の届出状況			測定 回数	都道府県知事が定める値 (mg/リットル)			汚濁負荷量の許容限度 (kg/日)			汚濁負荷量の最大測定値 (kg/日)		
			施設の名称	容量 (人槽)	平均 排出水量 (m ³ /日)		COD	窒素	りん	COD	窒素	りん	COD	窒素	りん

- 備考：1 施設の名称欄には、湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）に基づく、特定施設設置届出書に記載されている施設の名称を記入する。また、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている場合は、その施設の名称を記入する。
- 2 し尿処理施設の場合は、容量（人槽）欄に何人槽であるかを記入する。

(4) 下水道使用の状況（下水道法）

駐屯地・ 基地等名	設置の届出状況					測定 回数	規制項目	排水基準	上乗せ 基準	横出し 基準	測定値 (最新)	規制項目	排水基準	上乗せ 基準	横出し 基準	測定値 (最新)	
	施設の名称	設置 年度	最大 排出 水量 (m ³ /日)	放流先	排水の 処理方法												
						特定 施設	カドミウム及びその 化合物	0.03mgCd/L				特定 施設	ふっ素及 びその化 合物	海域以外	8mgF/L		
							シアン化合物	1mgCN/L					海域	15mgF/L			
							有機燐化合物	1mg/L					1,4-ジオキサン	0.5mg/L			
							鉛及びその化合物	0.1mgPb/L					フェノール類	5mg/L			
							六価クロム化合物	0.5mgCr(VI)/L					銅及びその化合物	3mg/L			
							砒素及びその化合物	0.1mgAs/L					亜鉛及びその化合物	2mg/L			
							水銀及びアルキル水銀そ の他の水銀化合物	0.005mgHg/L					マンガン及びその化 合物（溶解性）	10mg/L			
							アルキル水銀化合物	不検出					鉄及びその化合物 （溶解性）	10mg/L			
							P C B	0.003mg/L					クロム及びその化 合物	2mg/L			
							トリクロロエチレン	0.1mg/L					ダイオキシン類	10pg/L			
							テトラクロロエチレ ン	0.1mg/L				※					
							ジクロロメタン	0.2mg/L									
							四塩化炭素	0.02mg/L									
							1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L				特定 施設・ 除外 施設	硝酸性窒素含有量等	380mg/L			
							1,1-ジクロロエチレン	1mg/L					P H	5.0～9.0			
							シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L					B O D	600mg/L・5日間			
							1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L					S S	600mg/L			
							1,1,2トリクロロエタン	0.06mg/L					ノルマルヘキサン 抽出物質 含有量	鉱油類	5mg/L		
							1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L				動植物油 脂類	30mg/L				
							チウラム	0.06mg/L				窒素含有量	240mg/L				
							シマジン	0.03mg/L				燐含有量	32mg/L				
							チオベンカルブ	0.2mg/L				温度	45度				
							ベンゼン	0.1mg/L				※					
							セレン及びその他の 化合物	0.1mgSe/L				除 外 施 設					
							ほう素及 びその化 合物	海域以外	10mgB/L								
								海域	230mgB/L								

- 備考： 1 施設の名称欄には、下水道法（以下「法」という。）に基づく特定施設等設置届出書に記載されている施設の名称を記入。また、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている場合は、その施設の名称を記入する。
- 2 上乗せ排出基準欄には、法に基づき、都道府県の条例により、規制されている排水基準を記入する。
- 3 横出し基準欄には、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている施設の排出基準を記入する。
- 4 地方公共団体の条例等により、規制項目に追加がある場合は※印欄に対象物質名を記入のうえ、横出し排出基準にも記入する。
- 5 当該年度内の測定結果において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

(5) 浄化槽の状況(浄化槽法)

駐屯地・ 基地等名	地区名	容量 (人槽)	処理区分		設置 年度	測定 回数	検査項目		判断基準	上乘せ 基準	測定値 (最新)	検査項目		判断基準	上乘せ 基準	測定値 (最新)	
			みなし 浄化槽 (旧単独 処理)	浄化槽 (合併 処理)													
							P H	単独 合併	5.8～8.6			透視度	単独	BOD処理性能 90mg/L以下: 7度以上 60mg/L以下:10度以上 30mg/L以下:15度以上 20mg/L以下:20度以上			
						汚泥沈殿率		単独 合併		10%以上60%以下 10%以上					合併		
							溶存酸素量	単独 合併	0.3mg/L以上 1.0mg/L以上							残留塩素濃度	単独 合併
						塩素イオン濃度		単独		90mg/L以上140mg/L以下					B O D		単独 合併
						P H	単独 合併	5.8～8.6			透視度	単独	BOD処理性能 90mg/L以下: 7度以上 60mg/L以下:10度以上 30mg/L以下:15度以上 20mg/L以下:20度以上				
							汚泥沈殿率		単独 合併	10%以上60%以下 10%以上					合併		
						溶存酸素量		単独 合併	0.3mg/L以上 1.0mg/L以上							残留塩素濃度	単独 合併
							塩素イオン濃度	単独		90mg/L以上140mg/L以下					B O D		単独 合併
						P H	単独 合併	5.8～8.6			透視度	単独	BOD処理性能 90mg/L以下: 7度以上 60mg/L以下:10度以上 30mg/L以下:15度以上 20mg/L以下:20度以上				
							汚泥沈殿率		単独 合併	10%以上60%以下 10%以上					合併		
						溶存酸素量		単独 合併	0.3mg/L以上 1.0mg/L以上							残留塩素濃度	単独 合併
							塩素イオン濃度	単独		90mg/L以上140mg/L以下					B O D		単独 合併

- 備考： 1 地区名欄には、浄化槽で処理している地区を記入する。
2 処理区分欄には、該当する処理方法を○印で記入する。
3 上乗せ基準欄には、法に基づき、都道府県の条例により、規制されている排出基準を記入する。
4 当該年度内の測定結果において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

(6) 射撃場における鉛汚染対策及び排水の状況

駐屯地・ 基地等名	射撃場名	射撃場の情報		鉛汚染対策の状況					測定 回数	試料採取の状況							測定結果の状況	
		屋内外 の区分	射撃場 の区分	屋外射撃場の場合		鉛弾回収 の頻度	着弾範囲 へのシー ト敷設の 有無	その他		採取日	採取 時の 流量	天候	水温 ℃	色相	臭気	透視 度	結果 通知日	測定値 (鉛濃度の判断基準: 表流水0.1mg/L以下)
				跳弾防止 覆施設の 有無	雨水浸透 防止施設 の有無													

- 備考：1 報告対象は、鉛弾を使用し、公共用水域に接続されている射撃場（駐屯地・基地等及び演習場内に設置されている射撃場も含む。）を基本とし、「射撃場からの表流水の水質検査について（防官文第3414号。31.3.1）」に基づき、水質検査を実施した射撃場とする。
- 2 屋内外の区分欄には、屋内、屋外のいずれかを記入する。
- 3 射撃場の区分欄には、基本（縮尺含む。）、戦闘、潜入及び至近距離のいずれかを記入する。
- 4 鉛汚染対策の状況欄には、該当する箇所に○印を記入する。
- 5 測定を複数回実施している場合、測定値が最大の状況を試料採取の状況欄及び測定結果の状況欄に記入する。
なお、測定値が同じ場合は、直近の試料採取の状況欄及び測定結果の状況欄を記入する。
- 6 採取時の流量欄には、流量大及び流量小等を記入する。
- 7 色相欄には、無色、赤色、茶色、青色、灰色等を記入する。
- 8 臭気欄には、無臭、下水臭、土臭、木材臭、アンモニア臭等を記入する。
- 9 透視度欄には、濁り大、濁り小、濁り無し等を記入する。
- 10 当該年度内の測定結果において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

3 海洋汚染

(1) 排出油防除のための資材の保有状況（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律）

駐屯地・ 基地等名	備付 場所名	備付状況					その他資材		
		オイル フェンスA (m)	オイル フェンスB (m)	油処理剤 (L)	油吸着材 (kg)	油ゲル化剤 (L)	油回収装置		

備考：1 備付場所名欄には、艦船において備付している場合は艦船名を、基地において備付している場合は、基地名を記入する。

2 その他、海洋汚染防止に関する資材を保有している場合は、その他資材欄に資材名及び数量を記入する。

(2) ビルジ等の処理状況

ア 艦船から発生するビルジ等（陸上処理分）

駐屯地・ 基地等名	処理区分	ビルジ(k1)			廃油(k1)							※		
		計	処分	売却	計	産業廃棄物			特別産業廃棄物			計	処分	売却
						小計	処分	売却	小計	処分	売却			
	総数量													
	自隊処理													
	業者委託													
	総数量													
	自隊処理													
	業者委託													
	総数量													
	自隊処理													
	業者委託													

備考：1 艦船から発生するビルジ、廃油以外の廃棄物（艦船における船員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の廃棄物（以下「航行廃棄物」という。））は、「10 廃棄物・循環資源 (5)航行廃棄物の処理状況」に記入する。

2 艦船から発生するビルジ、廃油及び航行廃棄物以外の廃棄物については、※欄に記入する。

イ 自家用廃油処理施設設置状況(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律)

駐屯地・基地等名				
ビルジ貯蔵能力				
廃油貯蔵能力				
油水分離能力				
廃油焼却能力				
設置工事年度	設置			
	改造			
当該年度処理実績 (kl)	ビルジ			
	廃油			

備考：陸上で発生する廃油についても処理している場合は、当該年度処理実績の廃油欄に（ ）書き外数で記入する。

4 土壌汚染

(1) 区域指定の状況（土壌汚染対策法）

駐屯地・ 基地等名	要措置区域			形質変更届出区域			指定解除時期 (予定含む)
	指定年月	物資名	区域面積 (㎡)	指定年月	物資名	区域面積 (㎡)	

備考： 報告対象は、当該年度内において、建設工事等により要措置区域又は形質変更届出区域として指定・解除されたものを記入する。

5 騒音

(1) 特定工場等の状況（騒音規制法）

駐屯地・ 基地等名	設置の届出状況					規制基準の種類				横出し基準	
	施設の名称	公称能力	設置 又は 廃止 年月	基数	騒音防止の具体的な方法等	都道府県(市)が 定める基準		町村が 定める基準			
						第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下
						第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下
						第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下

備考：1 報告対象は、当該年度内における特定施設の設置又は廃止の状況について、記入する。

2 施設の名称欄には、騒音規制法（以下「法」という。）に基づく、特定施設設置届出書に記載されている施設の名称を記入する。また、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている場合は、その施設の名称を記入する。

3 騒音防止の具体的な方法等欄には、特定施設設置届出書に記載されている騒音防止の方法を記入し、廃止の場合は、「廃止」と記入する。

4 横出し基準欄には、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている施設の規制基準を記入する。

5 当該年度内において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

(2) 航空機用騒音計及び記録計の保有等状況

保有飛行場等名	騒音計 保有個数	記録計 保有個数	測定状況				
			測定 の有無	測定 箇所数	1箇所当たり 年間の測定回数	測定 延べ日数	測定値 (最大) (dB)

備考：1 報告対象は、防衛大臣が設置告示した飛行場、自衛隊の飛行部隊が共同使用する米軍飛行場、自衛隊が共有する民間空港のうち、騒音計又は記録計を保有している飛行場。

なお、地方防衛局において、「航空機騒音自動測定調査の実施要領について（防地防第5184号。25.4.9）」に基づき、実施するために保有している騒音測定装置の保有状況及び測定の状況については、報告の対象外とする。

2 測定の状況欄は、騒音計を保有している飛行場で自主的に航空機の騒音測定を実施している場合に記入する。

3 1箇所当たり年間の測定回数欄において、測定箇所が複数あり、それぞれ年間の測定回数が違う場合は、最大の測定回数を記入する。

4 測定延べ日数欄は、測定箇所毎における年間の延べ日数の合計を記入する。

5 測定値（最大）欄は、年間における測定結果のうち、最大L d e n値を記入する。

(3) 航空機騒音の対策の状況

ア 音源対策

飛行場名 項 目						
	設置年度	内 容	設置年度	内 容	設置年度	内 容
消音装置						
防音林の整備						
防音壁及び防音堤の設置						
その他の対策						

備考： 1 各音源対策の内容欄には、付随的にその効果が期待できるものも含めて簡潔に記入する。（一例：ヒマラヤスギ〇〇本） □
 2 滑走路の移動等による音源対策などについては、その他の対策に記入する。

イ 運航対策

飛行場名							
項 目		実施時期	内 容	実施時期	内 容	実施時期	内 容
飛行時間帯の規制	時間帯の規制						
	日曜日・祝日の規制						
	特定行事日等の規制						
飛行経路等の規制	場周経路及び高度の規制						
	進入出発経路、角度及び高度の規制						
エンジン・テストの規制	実施場所及び方位の規制						
	実施時間の規制						
	出力コントロール						
離陸前のランナップチェックの規制	実施場所及び方位の規制						
	実施時間の規制						
連続離着陸訓練（タッチアンドゴー）の規制							
騒音軽減運航方式							
その他の対策							

備考： 1 内容欄には、自主的運航対策も含めて簡潔に記入する。（（一例）時間帯の規制の場合：０７００～０８００の間、飛行停止）
 2 実施時期欄には、実施している期間又は実施日を記入する。

6 振動

(1) 特定施設等の状況(振動規制法)

駐屯地・ 基地等名	設置の届出状況					規制基準の種類				横出し基準	
	施設の名称	公称能力	設置 又は 廃止 年月	基数	振動防止の具体的な方法等	都道府県(市)が 定める基準		町村が 定める基準			
						第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下
						第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下
						第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下	第 昼 朝・夕 夜	種区域 db以下 db以下 db以下

- 備考：1 報告対象は、当該年度内における特定施設の設置又は廃止の状況について、記入する。
- 2 施設の名称欄には、振動規制法（以下「法」という。）に基づく、特定施設設置届出書に記載されている施設の名称を記入する。
また、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている場合は、その施設の名称を記入する。
- 3 振動防止の具体的な方法等欄には、特定施設設置届出書に記載されている振動防止の方法を記入し、廃止の場合は、「廃止」と記入する。
- 4 横出し基準欄には、法以外において、地方公共団体の条例等により、特定施設として規制されている施設の規制基準を記入する。
- 5 当該年度内において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

7 地盤沈下

(1) 揚水設備の状況（建築物用地下水の採取の規制に関する法律、地方公共団体条例）

駐屯地・ 基地等名	設置又は 廃止年月	最大揚水量 (m ³ /日)	ストレーナーの位置 (m)	吐出口の断面積 (cm ²)	用 途			設置又は撤去する基準		その他参考
					飲用	非常用	その他	法	条例	

- 備考：1 報告対象は、当該年度内における揚水設備の設置又は廃止の状況について、記入する。
 2 用途欄及び設置又は撤去する基準欄には、該当する項目に○印を記入する。
 3 その他参考欄には、揚水設備の設置又は撤去に関し、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：〇〇市の要請により設置）

(1) 悪臭の発生源となる施設の状況（悪臭防止法）

備考：1 報告対象は、悪臭防止法（以下「法」という。）に基づき、地方公共団体が実施した測定、法以外における地方公共団体の条例等により実施している測定又は駐屯地・基地等で自主的に実施した測定とする。

2 発生源となる施設の名称欄には、法に基づき、地方公共団体において実施した測定対象の施設の名称、法以外における地方公共団体の条例等により提出している特定施設設置届出書に記載されている施設の名称又は、駐屯地・基地等で自主的に実施した施設の名称を記入する。

3 区分欄には、該当する測定に○印を記入する。

4 濃度による規制欄には、特定悪臭物質名及び基準値を記入する。

5 横出し規制欄には、法以外において、地方公共団体の条例等により、規制されている基準を記入する。

6 臭気測定結果欄には、最新の測定結果を○×印で記入する。

7 当該年度内の測定結果において、基準値を超過していた場合は「13 基準値超過等の対策状況」に原因及び対策等を記入する。

9 化学物質

(1) 特定化学物質の排出等の状況（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律）

駐屯地・ 基地等名	事業者の名称	主たる事業名	届出対象 施設・製品名	第1種指定化学物質の名称	排出量 (kg、mg-TEQ)	移動量 (kg、mg-TEQ)	新規届出及び 廃止予定年月

- 備考：1 事業者の名称欄には、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、届出している第一種指定化学物質の排出量及び移動量の届出書（以下「届出書」という。）に記載されている事業者の名称を記入する。
- 2 主たる事業名欄には、届出書に記載されている主たる事業名を記入する。
なお、主たる事業者の考え方については、年間取扱量が最も多い物質を取り扱っている相当業種を記入する。
- 3 届出対象施設・製品名欄には、届出書における排出量、移動量の算定根拠となる施設・製品名を記入する。
- 4 新規届出及び廃止予定年月欄には、当該年度において新規届出となった場合又は今後、廃止予定となっている年月を施設・製品名毎に記入する。

(2) 水銀の貯蔵等の状況（水銀による環境の汚染の防止に関する法律）

駐屯地・ 基地等名	区 分		水銀の種類	貯蔵・ 保管量 (kg)	保管目的	法令に基づく措置状況		横出し基準に 基づく届出状 況
	水銀の 貯蔵	水銀含有 再生資源				「毒物及び劇物 取締法」に基づ く措置の有無	「消防法」に基 づく届出の有無	

備考：1 報告対象となる水銀の貯蔵、水銀含有再生資源の定義等は以下のとおり。

(1) 水銀等の貯蔵

ア 定義

水銀等を現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくこと。なお、水銀等が封入された製品（一例：水銀血圧計）は水銀等の貯蔵に該当しない。ただし、水銀等の試薬、顔料については、水銀等の貯蔵に該当する。
なお、水銀含有再生資源及び廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものを除く。

イ 対象となる水銀等の種類

- (ア) 水銀（水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。）
- (イ) 塩化第一水銀
- (ウ) 酸化第二水銀
- (エ) 硫酸第二水銀
- (オ) 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物※
- (カ) 硫化水銀（辰砂2に含まれるものを含む。辰砂の場合は含有量にかかわらず対象。）

※硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物については、いずれか一方のみを貯蔵している場合でも水銀等の貯蔵に該当する。

(2) 水銀含有再生資源

ア 定義

水銀等又はこれらを含むもののうち、法令で定める水銀の含有量に関する要件に該当し、かつ水銀の回収等の再生利用が行われるもの（廃棄物処理法上の廃棄物並びに放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。）であって有用なもの。

イ 対象となる水銀の含有量に関する要件（一例）

- (ア) 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀等を0.1重量パーセント以上含む物
- (イ) 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀等を1重量パーセント以上含む物等

ウ 水銀含有再生資源に該当するものの具体例

- (ア) 銅、亜鉛等の非鉄金属製錬過程から生じ、資源回収が意図されている水銀含有スラッジ
- (イ) 使用済みの水銀使用製品（一例：水銀を含有するボタン電池）であって、貴金属等を回収する業者に売却する意思決定がなされているもの。

2 駐屯地・基地等において、水銀等を合計30kg以上貯蔵している場合又は貯蔵していた場合、水銀含有再生資源として保管している場合は、別途、水銀による環境の汚染の防止に関する法律（平成27年法律第42号）に基づき、毎年6月末までに主務大臣（防衛大臣）宛てに報告することとなるので、報告要領等については、地方協力局環境政策課と調整する。

3 区分欄及び法令に基づく措置状況欄には、該当する項目に○印を記入する。

4 横出し基準に基づく届出状況欄には、法以外において、地方公共団体の条例等により届出している場合は、○印を記入する。

10 廃棄物・循環資源

(1) 一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く)の処理状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

駐屯地・ 基地等名	項目	処 理 数 量								その他参考
		浄化槽 の汚泥 (kg)	し尿 (kg)	食物くず (kg)	可燃物 (kg)	不燃物 (kg)	古紙(新聞、雑 誌、段ボール) (kg)	ミックスペーパー (シュレッダーくず等) (kg)	※	
	自隊処理									
	地方公共団体委託									
	業者委託									
	その他 ()									
	自隊処理									
	地方公共団体委託									
	業者委託									
	その他 ()									
	自隊処理									
	地方公共団体委託									
	業者委託									
	その他 ()									

- 備考：1 報告対象は、売払い以外の有償又は無償による一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く)とする。
- 2 古紙等を売払いしている場合は、「10 廃棄物・循環資源 (6)循環資源の処理状況」に記入する。
- 3 自ら一般廃棄物を焼却等により処理している場合は、自隊処理欄に記入する。
- 4 地方公共団体委託、業者委託、その他欄の処理数量には、処分又は再生に係る数量を記入する。
- 5 自隊処理、地方公共団体委託、業者委託以外に処理を委託している場合は、その他欄の()内に相手先を記入する。
- 6 可燃物欄は、古紙(新聞、雑誌、段ボール)及びミックスペーパー(シュレッダーくず、包装紙、封筒、ハガキ、ノート、メモ帳などリサイクル可能で古紙以外の紙類)以外の処理数量を記入する。
- 7 項目に記載された以外の一般廃棄物(特別管理一般廃棄物を除く)については、※印欄に記入する。
- 8 処理数量以外で委託契約等しており、処理数量が把握できない場合は、その他参考欄にその旨を簡潔に記入する。

(2) 特別管理一般廃棄物の処理状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

駐屯地・ 基地等名	項目	処 理 数 量								その他参考
		廃水銀 (kg)	はいじん、 燃え殻、汚泥 (kg)	感染性 一般廃棄物 (kg)	※					
	自隊処理									
	地方公共団体委託									
	業者委託									
	その他 ()									
	自隊処理									
	地方公共団体委託									
	業者委託									
	その他 ()									
	自隊処理									
	地方公共団体委託									
	業者委託									
	その他 ()									

- 備考：1 報告対象は、売払い以外の有償又は無償による特別管理一般廃棄物とする。
2 廃水銀等を売払いしている場合は、「10 廃棄物・循環資源 (6)循環資源の処理状況」に記入する。
3 はいじん、燃え殻、汚泥欄には、ダイオキシン類対策特別措置法の特設施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3mg/gを超えて含有するものを記入する。
4 自ら特別管理一般廃棄物を焼却等により処理している場合は、自隊処理欄に記入する。
5 地方公共団体委託、業者委託、その他欄の処理数量には、処分又は再生に係る数量を記入する。
6 自隊処理、地方公共団体委託、業者委託以外に処理を委託している場合は、その他欄の()内に相手先を記入する。
7 項目に記載された以外の特別管理一般廃棄物については、※印欄に記入する。
8 処理数量以外で委託契約等しており、処理数量が把握できない場合は、その他参考欄にその旨を簡潔に記入する。

(3) 産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)の処理状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

駐屯地・ 基地等名	項目	処 理 数 量														※	その他参考
		燃え殻 (kg)	汚泥 (kg)	廃油 (kg)	廃酸 (kg)	廃 アルカリ (kg)	廃プラス チック類 (kg)	ゴムくず (kg)	金属くず (kg)	ガラスくず、 陶磁器くず (kg)	建設廃材 (コンクリート破 片等) (kg)	紙くず (kg)	木くず (kg)	繊維くず (kg)	混合 廃棄物 ((kg)		
	自隊処理																
	地方公共 団体委託																
	業者委託																
	その他 ()																
	自隊処理																
	地方公共 団体委託																
	業者委託																
	その他 ()																
	自隊処理																
	地方公共 団体委託																
	業者委託																
	その他 ()																

- 備考： 1 報告対象は、売払い以外の有償又は無償による産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)とする。
2 金属くず等を売払いしている場合は、「10 廃棄物・循環資源 (6)循環資源の処理状況」に記入する。
3 自ら産業廃棄物を焼却等により処理している場合は、自隊処理欄に記入する。
4 地方公共団体委託、業者委託、その他欄の処理数量には、処分又は再生に係る数量を記入する。
5 自隊処理、地方公共団体委託、業者委託以外に処理を委託している場合は、その他欄の()内に相手先を記入する。
6 蛍光灯など複数の産業廃棄物を一体として処理している場合は、混合廃棄物欄の()内に廃棄物名を記入する。
7 項目に記載された以外の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く)については、※印欄に記入する。
8 処理数量以外で委託契約等しており、処理数量が把握できない場合は、その他参考欄にその旨を簡潔に記入する。

(4) 特別管理産業廃棄物の処理状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

駐屯地・ 基地等名	項目	処 理 数 量							その他参考
		廃油 (kg)	廃酸 (kg)	廃アルカリ (kg)	感染性 産業廃棄物 (kg)	特定有害産業廃棄物			
						廃水銀等 (kg)	廃石綿等 (kg)	※	
	自隊処理								
	地方公共団体委託								
	業者委託								
	その他 ()								
	自隊処理								
	地方公共団体委託								
	業者委託								
	その他 ()								
	自隊処理								
	地方公共団体委託								
	業者委託								
	その他 ()								

備考：1 報告対象は、売払い以外の有償又は無償による特別管理産業廃棄物とする。

なお、「防衛省における高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物等処理実行計画（防官文第2630号。29.3.3）」に基づき、報告対象と
なっているPCB含有製品は除く。

2 廃油等を売払いしている場合は、「10 廃棄物・循環資源 (6)循環資源の処理状況」に記入する。

3 自ら特別管理産業廃棄物を焼却等により処理している場合は、自隊処理欄に記入する。

4 地方公共団体委託、業者委託、その他欄の処理数量には、処分又は再生に係る数量を記入する。

5 自隊処理、地方公共団体委託、業者委託以外に処理を委託している場合は、その他欄の()内に相手先を記入する。

6 特定有害産業廃棄物の欄における「廃水銀」及び「廃石綿等」以外の特定有害産業廃棄物については、※印欄に記入する。

7 処理数量以外で委託契約等しており、処理数量が把握できない場合は、その他参考欄にその旨を簡潔に記入する。

(5) 航行廃棄物の処理状況(廃棄物の処理及び清掃に関する法律)

駐屯地・ 基地等名	項目	処 理 数 量							その他参考
		し尿 (kg)	食物くず (kg)	可燃物 (kg)	不燃物 (kg)	※			
	自隊処理								
	地方公共団体委託								
	業者委託								
	その他 ()								
	自隊処理								
	地方公共団体委託								
	業者委託								
	その他 ()								
	自隊処理								
	地方公共団体委託								
	業者委託								
	その他 ()								

- 備考： 1 航行廃棄物とは、艦船における船員その他の者の日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の廃棄物とする。
 2 報告対象は、売払い以外の有償又は無償による航行廃棄物とする。
 3 食物くず等を売払いしている場合は、「10 廃棄物・循環資源 (6)循環資源の処理状況」に記入する。
 4 自ら特別管理一般廃棄物を焼却等により処理している場合は、自隊処理欄に記入する。
 5 地方公共団体委託、業者委託、その他欄の処理数量には、処分又は再生に係る数量を記入する。
 6 自隊処理、地方公共団体委託、業者委託以外に処理を委託している場合は、その他欄の()内に相手先を記入する。
 7 項目に記載された以外の航行廃棄物については、※印欄に記入する。
 8 処理数量以外で委託契約等しており、処理数量が把握できない場合は、その他参考欄にその旨を簡潔に記入する。

(6) 循環資源の処理状況(循環型社会形成推進基本法、資源の有効な利用の促進に関する法律)

駐屯地・ 基地等名	項目	売 払 い 数 量							その他参考
		古紙（新聞、雑誌、 段ボール） (kg)	ミックスペーパー (シュレッターくず等) (kg)	ペットボトル (kg)	びん (kg)	金属くず (kg)	※		
	地方公共団体								
	業 者								
	その他 ()								
	地方公共団体								
	業 者								
	その他 ()								
	地方公共団体								
	業 者								
	その他 ()								

- 備考：1 循環資源とは、廃棄物等のうち有用なものをいう。
2 報告対象は、売払いしている循環資源とする。
3 地方公共団体、業者以外に売り払いしている場合は、その他欄の（ ）内に相手先を記入する。
4 項目に記載された以外の売り払いしている循環資源については、※印欄に記入する。
5 売払い数量以外で契約等しており、売払い数量が把握できない場合は、その他参考欄にその旨を簡潔に記入する。

(7) 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設等(廃棄物の処理及び清掃に関する法律、ダイオキシン類対策特別措置法)

駐屯地・ 基地等名	区 分			設置年度	用 途	処理能力	その他参考
	一般	産業	その他				

- 備考：1 報告対象は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律又はダイオキシン類対策特別措置法に基づき届出されている施設で海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理は調査対象外とする。
- 2 区分欄には、対象となる処理施設を○印で記入する。
- 3 用途欄には、処理施設の運用形態を簡潔に記入する。（一例：駐屯地内の一般廃棄物焼却用など）
- 4 廃止予定など特記すべき事項があれば、その他参考欄に記入する。

11 自然環境

(1) 原生自然環境保全地域等（原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域）への立入りの状況（自然環境保全法）

駐屯地・ 基地等名	立入年月	立入 回数	立入の主な目的	原生自然環境保全地域等の名称	関係機関等へ の届出の有無	その他参考

備考：1 報告対象は、当該年度内における原生自然環境保全地域等への立入りの状況について、記入する。

2 その他参考欄には、立入りの状況に関し、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：〇〇の生息を確認、訓練に支障なし。）

(2) 自然公園（国立公園、国定公園、都道府県立自然公園）への立入りの状況（自然公園法）

駐屯地・ 基地等名	立入年月	立入 回数	立入の主な目的	自然公園の名称	関係機関等へ の届出の有無	その他参考

備考：1 報告対象は、当該年度内における自然公園への立入りの状況について、記入する。

2 その他参考欄には、立入りの状況に関し、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：特別保護地区に立入り）

(3) 鳥獣保護区（特別保護区に限る。）への立入りの状況（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）

駐屯地・ 基地等名	立入年月	立入 回数	立入の主な目的	鳥獣保護区の名称	関係機関等へ の届出の有無	その他参考

備考：1 報告対象は、当該年度内における鳥獣保護区への立入りの状況について、記入する。

2 その他参考欄には、立入りの状況に関し、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：〇〇の繁殖時期、訓練に支障なし。）

(4) 生息地等保護区への立入りの状況（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律）

駐屯地・ 基地等名	立入 年月	立入 回数	立入の主な目的	生息地等保護区の名称	関係機関等へ の届出の有無	その他参考

備考：1 報告対象は、当該年度内における生息地等保護区への立入りの状況について、記入する。

2 その他参考欄には、立入りの状況に関し、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：〇〇の生息を確認、訓練に支障なし。）

(5) 自然保護に関する指定等の状況

駐屯地・ 基地等名	指定又は 解除年月	自然保護地域等名	指定又は解除の範囲	その他参考

備考：1 報告対象は、当該年度内における原生自然環境保全地域等、自然公園、鳥獣保護区（特別保護区に限る。）、生息地等保護区、世界自然遺産等における指定及び解除の状況を記入する。（一例：〇〇〇国定公園）

2 その他参考欄には、配慮の状況に関し、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：第〇種特別地域）

(6) 自然保護に関する配慮の状況

駐屯地・ 基地等名	実施 年月	自然保護地域等名	内 容	その他参考

備考：1 報告対象は、当該年度内における原生自然環境保全地域等、自然公園、鳥獣保護区（特別保護区に限る。）、生息地等保護区、世界自然遺産等における配慮の状況を記入する。（一例：〇〇と〇〇に関する協定を締結）

2 その他参考欄には、配慮の状況に関し、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：〇年に一度の更新協定）

(7) 特定外来生物の状況（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律）

駐屯地・ 基地等名	発見場所	発 見 年 月 日	品 種	発見の状態	対応状況		予防処置の状況		その他参考
					外注による 駆除の方法	自隊による 駆除の方法			
							頻度	方法	

- 備考：1 報告対象は、自衛隊が管理する施設において、当該年度における特定外来生物の発見等の状況を記入する。
2 発見の状態欄には、「生息」、「死骸」などを記入する。
3 対応状況欄については、「薬剤散布」、「踏みつぶし」などを記入する。
4 その他参考欄には、特定外来生物の状況において、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：〇年〇月、〇〇市の現況調査）

12 電波障害、日照阻害等の対策状況

駐屯地・ 基地等名	障害発生 又は解消 の年月	区分			障害等の概要	障害等における対策	その他参考
		電波 障害	日照 阻害	その 他			

- 備考：1 報告対象は、当該年度内における電波障害、日照阻害、その他環境保全に関する被害の発生又は解消の状況について、記入する。
- 2 区分欄には、該当する項目に○印を記入する。
- 3 その他参考欄には、電波障害、日照阻害等の対策状況において、参考となる事項がある場合、記入する。
(一例：○○年、○○解体に伴い、障害解消予定)

13 基準値超過等の対策状況

駐屯地・ 基地等名	対象項目	測定結果の状況			基準値超過の主な要因	対策状況	今後の予定	その他参考
		測定項目	基準値	測定値				

- 備考：1 環境保全業務において、法令及び条例による規制基準値を超過した場合又は恐れのある場合、その他特記すべき事項がある場合に記入する。
 なお、駐屯地・基地等以外の例えば、地方公共団体等において、測定した結果、基準値を超過又は恐れがあるとの情報又は報告等を受けた場合は、報告の対象とする。
- 2 その他参考欄には、基準値超過等の対策状況において、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：対策工事要求額〇〇千円）

14 環境保全における教育等の取組状況

区分 実施時期 駐屯地・基地等名	内部規則等の策定	広報		講演		表彰		展示		作品募集		映画・劇・音楽		環境教育・自然観察		環境美化運動		リサイクル運動		地球温暖化防止活動		施設研修		その他参考
	—	6月	6月以外	6月	6月以外	6月	6月以外	6月	6月以外	6月	6月以外	6月	6月以外	6月	6月以外	6月	6月以外	6月	6月以外	6月	6月以外	6月	6月以外	

備考：1 区分における概要は以下を基本とし、該当する箇所に○印を記入する。

- (1) 内部規則等の策定：大気汚染、水質汚濁、海洋汚染、騒音、振動、廃棄物、地盤沈下、悪臭、自然保護、土壌汚染等に関する内部規則
 - (2) 広報：パンフレット、小冊子、ポスター、テレビ番組、ビデオ作成、放送等
 - (3) 講演：講演会、講習会、シンポジウム、研究会、会議等
 - (4) 表彰：環境保全に資する活動等の表彰
 - (5) 展示：環境展、フェア、展示会、展覧会等
 - (6) 作品募集：ポスター、標語、作文、絵画、写真、川柳等
 - (7) 映画・劇・音楽：映画会、演劇、コンサート等
 - (8) 環境教育・自然観察：環境保全教育、自然観察会、自然歩道を歩く会等
 - (9) 環境美化運動：空き缶拾い、清掃活動（海岸、河川、駐屯地・基地等周辺）、植樹等
 - (10) リサイクル運動：包装の削減、リサイクル製品の購入、梱包材の再利用、エコバックの使用、トナーの使用量の節約、ワンウェイプラスチックの使用削減等
 - (11) 地球温暖化防止活動：エコドライブ、ノーカーデー、クールビズ、ウォームビズ、節電、節水、グリーン契約、グリーン調達、省エネ器材等の導入、フロンガスの抑制、冷暖房機器の運用、太陽光による運用等
 - (12) 施設研修：環境保全関連施設の見学、施設の公開等
- 2 実施時期について、1年間を通して実施している取組の場合は、6月及び6月以外の双方に○印を記入する。
- 3 その他参考欄には、教育等の取組状況において、参考となる事項がある場合、記入する。（一例：売店等の委託業者に対する省エネ協力依頼）

1 環境保全関係の苦情・陳情等の状況（電話等によるもの）

一連 番号	駐屯地・ 基地等名	苦情等 の対応 年月日	相手方 所在地	苦情等 の手段	苦情等の区分																			その他 参考事項		
					大気 汚染	水質 汚濁	海洋 汚染	土壌 汚染	騒音								振動	地盤 沈下	悪臭	化学 物質	廃棄 物等	自然 環境	電波 障害		日照 障害	左記 以外
									航空機				車両	艦船	射撃	その他										
									自衛 隊機	米軍 機	民間 機	不明														
月合計					件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	-
月合計					件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	-
月合計					件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	-
四半期合計					件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	-

備考：1 報告対象は、環境保全に関する電話、口頭、FAX又は電子メール等の電気通信による苦情・要請・要望・陳情（以下「苦情等」という。）とする。

なお、電子メール等の電気通信に苦情等の文書が添付されている場合、航空機の飛行経路並びに飛行時間及び飛行回数に関する問い合わせ、射撃訓練の日程に関する問い合わせ、苦情等の申し入れにおける回答等は、報告の対象外とする。

2 各月の記入に当たり、苦情等の対応年月日で整理するのではなく、駐屯地・基地等名単位に整理して記入する。

3 先方の所在地欄には、苦情等を申し入れた相手方の市町村名を確認の上、記入する。なお、相手方の市町村名が不明な場合は、「不明」と記入する。

4 苦情等の手段欄には、「電話」、「口頭」、「FAX」、「メール」又は「その他」を記入する。

5 苦情等の区分欄には、該当する苦情内容に○印を記入する。

なお、直轄工事に起因する苦情等の場合は、該当する苦情内容に△印を記入する。

6 苦情等件数の考え方は、以下のとおりとする。

(1) 苦情等の申し入れに対応した回数を1回とし、一連番号を付与するとともに、苦情等の対応年月日、相手方所在地、苦情等の手段、苦情等の区分に記入する。（一例：同日に同じ相手方から同じ苦情の申し入れが3回あった場合、一連番号を1～3を付与し、苦情等の対応年月日以降の各項目をそれぞれ記入する。）

(2) 住民等からの苦情等について、地方公共団体等からまとめて連絡を受けた場合は、一連番号欄には同一の番号を付与し、住民等が地方公共団体等に苦情等を申し入れた年月日、住民等の所在地、苦情等の手段、苦情等の区分を個別に記入するとともに、その他参考事項欄に地方公共団体等から連絡を受けた年月日、地方公共団体等名、連絡を受けた手段を記入する。

(3) 1回で複数の苦情等の申し入れがあった場合は、該当する苦情等の区分毎に並列で記入する。（一例：自衛隊機の航空機騒音、悪臭及び電波障害に関する苦情の申し入れが1回であった場合は、それぞれの項目に並列で○印又は△印を記入する。）

7 その他参考事項欄には、苦情等の申し入れで参考となる事項を記入する。（一例：夜間飛行訓練、○○○×2機など）

8 報告対象と判断し難い場合は、地方協力局環境政策課と調整すること。

1 環境保全関係の苦情・陳情等の状況（文書によるもの）

一連 番号	駐屯地・ 基地等名	来簡文書 年月日	相手方の名称	宛 先	件 名	文書保存 期間	その他参考事項
月 合 計					件	-	-
月 合 計					件	-	-
月 合 計					件	-	-
四半期合計					件	-	-

備考：1 報告対象は、環境保全に関する記載（大気汚染、水質汚濁、海洋汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭、化学物質、廃棄物等、自然環境、電波障害、日照障害）がある苦情・要請・要望・依頼・申入れ・陳情（以下「苦情等」）の文書（電子メール等の電気通信による苦情等に文書が添付されている場合も含む。）※¹とする。

2 各月の記入に当たり、来簡文書年月日で整理するのではなく、駐屯地・基地等名単位に整理して記入する。

3 文書の対象範囲は、使用又は管理する部隊等及び監督上の部隊等※²において、部外（地方公共団体、法人、団体、個人など）から部隊長等宛ての苦情等の文書

4 文書件数は、苦情等の文書を接受した件数を1件として計上する。

5 来簡文書年月日欄には、相手方の苦情等の文書に記載されている発簡の年月日を記入する。

6 相手方の名称欄には、苦情等の文書に記載されている団体名を記入する。

なお、相手方の団体名が複数記載されている場合は、代表となる相手方の団体名を記載し、末尾に「ほか」を記入する。また、個人による苦情等の文書の場合は、「個人」を記入する。

7 文書保存期間欄は、防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）に基づく文書保存期間を記入する。

8 その他参考事項欄には、苦情等の文書で参考となる事項を記入する。（例：航空機騒音軽減の要望などを記入。）

9 報告対象と判断し難い場合は、地方協力局環境政策課と調整すること。

※1 文書とは、文書管理システムを用いて受付番号を付与し、及び受付印を押しているもの（電磁的記録は、当該記録を出力したものに押印し、又は受付の記録を入力しているもの）で行政文書ファイル管理簿に記載されているものをいう。

※2 監督上の部隊等とは、例えば、陸上自衛隊においては、陸上幕僚監部、陸上総隊、方面総監部、各師団司令部、各旅団司令部等。海上自衛隊においては、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、航空集団司令部、教育航空集団司令部等。航空自衛隊においては、航空幕僚監部、航空総隊司令部、各航空方面隊司令部、航空支援集団司令部、航空教育集団司令部、補給本部等をいう。